

指定医療機関・薬局のご担当者様へ

平素より労災保険事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
労災請求について注意点をお示ししますので、
お問い合わせが多い以下2点についてご留意ください。

(1) 特別加入災害証明書、通勤経路証明資料の取扱い

5号又は16号の3請求書が提出された際、特別加入災害証明書や通勤災害における通勤経路を証明する資料が添付された場合



5号請求書、レセプトと併せてそのまま労働局へご送付ください。（審査上必要な書類です）

(2) 療養費用請求に係る請求書の証明料

被災労働者等から、7号又は16号の5請求書に係る証明の記載を求められたときは、無償で証明してください。

（労災保険指定医療機関療養担当規程 第6）

ご不明な点等ございましたら、以下の【問い合わせ先】までご連絡いただきますようお願いいたします。



【問い合わせ先】

島根労働局労働基準部労災補償課
電話：0852-31-1159

